



平成 29 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社フジクラ
代表者名 取締役社長 伊藤雅彦
(コード番号 5803 東証第一部)
問合せ先 コーポレート企画室長
芹澤孝治
(TEL. 03-5606-1112)

当社取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 22 日開催の取締役会において、当社の取締役（但し、監査等委員でない取締役に限るものとし、また、社外取締役を除きます。以下、同様とします。）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 169 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本日付「定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、当社は本株主総会において監査等委員会設置会社への移行を予定していません。

記

1. 本制度の目的

本制度は、取締役の報酬として当社普通株式を交付することで、企業価値の向上に真摯に取り組むインセンティブを取締役に与えることを目的としています。

なお、本株主総会で、本制度導入に関する議案が原案どおり可決された場合、当社は、執行役員に対する株式報酬制度も導入する予定です。

2. 本制度の概要

本制度は、取締役に対する報酬として取締役会が定める株式交付規程に従って以下のとおり、取締役にポイントを毎年度付与し、そのポイントの累計値に応じた当社普通株式を退任時に交付するものです。

(1) 本制度の対象者

当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）とします。

(2) 報酬等の内容及び額

当社普通株式とし、1 事業年度につき 120 百万円以内かつ 285 千株以内とします。

(3) 取締役が取得する当社普通株式の数

取締役に対し、役位別に定めるポイントを 1 事業年度ごとに付与し、退任時までのポイントの累計値に 1.0（但し、一定の場合には合理的な調整を行います。）を乗じた数の当社普通株式を退任時に交付します。なお、このうち一定の割合の当社普通株式については、売却換金したうえで、当社普通株式に代わり金銭で交付することがあります。取締役に付与される 1 事業年度あたりのポイント数の詳細は取締役会が定める株式交付規程によるものとします。

(ご参考：本信託の概要)

- ① 名称：役員向け株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- ④ 受益者：取締役のうち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成 29 年 8 月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 29 年 8 月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成 29 年 8 月（予定）～平成 34 年 8 月（予定）

以 上